

# 法人ニュース 会津

## 2022新年号 vol.335



<http://www.aizu-ho.or.jp>

Mail:info@aizu-ho.or.jp

公益社団法人 会津若松法人会

〒965-0059 会津若松市インター西112

TEL 0242 (22) 5821

FAX 0242 (25) 3303

発行人 遠藤 久  
編集 広報委員会



公益社団法人 会津若松法人会  
会長 遠藤 久

明けましておめでとうございます。令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。さて、ご承知の通り公益社団法人であります当会の目的は、税知識の普及・納税道義の高揚と社会貢献活動であります。令和3年は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける1年となりましたが、年末にかけて感染者数も減少したところから、当法人会として出来る施策を積極的に行いました。

まず、毎年春に実施していた院内御廟の清掃が中止になりましたので、社会貢献事業として「会津鶴ヶ城落ち葉清掃活動」へ初めて参加協力したところ、会津若松税務署長ならびに統括官にもご参加をいただき、すがすがしい晩秋の一日を過ごすことができました。参加していただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

また、一昨年に引き続き会津若松税務署主催の年末調整説明会が中止となりましたので、当説明会の必要性や有り益性を考慮し法人会主催で2日間にわ

たり開催いたしました。

さらに、改正電子帳簿保存法により全事業者を対象として、令和4年1月1日から電子取引データは電子データでの保存が義務づけられましたので、取り急ぎ説明会を開催いたしました。この説明会の対象は、法人個人を問わず地域の全事業者ですので、会津若松商工会議所・青色申告会連合会・農業青色申告会連合会の三団体にご後援をいただき開催いたしました。会津の税務関係4団体が連携して説明会を開催するのは初めてのことです。

改正電子帳簿保存法の施行はあまりに急でした。各層から意見要望が多く寄せられ「令和4年税制改正大綱」において、電子データの保存義務は「やむを得ない事情」等がある場合は2年間延長がなされました。

されど、令和元年に日本社会全体のデジタル化に向けて「デジタル・ファースト法」が成立し、一連の動きには早期にその世界を実現させたい強い意向を感じます。

本年も法人会活動に対し一層のご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



会津美里町の歳の神（二本柳公園）

新年のごあいさつ



会津若松税務署長  
佐藤 修

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

遠藤会長をはじめ、会津若松法人会の役員の方々並びに会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本年も、皆様との連携・協調を深めながら、税務行政の諸課題に取り組んでまいりますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

会津での生活も早いもので半年が過ぎ、名所旧跡巡りだけでなく、季節の移ろいも楽しんでおります。

さて、間もなく令和3年分の確定申告の時期を迎えます。税務署では、本年も申告書作成会場をアピオスペースに開設いたします。例年2月16日から開設しておりますが、本年も2月8日から前倒しして開設し、年金受給者や新規住宅ローン控除適用見込者等を対象に申告相談会を行うことや、会場内における換気・消毒の徹底や社会的距離の確保といった基本的な感染防止対策等に加え、自宅等からのe-Taxによる申告を広く呼びかけて来場者の削減を試みる等の取組を実施し、新型コロナウィルス感

また、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目指しております。非対面の納付手段であるキャッシュレス納付（ダイレクト納付、インターネットネットバンキングといった電子納税、振替納税、クレジットカード納付）の利用を推奨しておりますので、会員の皆様や従業員の皆様のご利用をお願いいたします。

結びとなりますが、会津若松法人会の更なるご発展と会員企業のご繁栄、並びに、会員の皆様のご多幸を祈念いたしますて、年頭のご挨拶とさせていただきます。本年も、どうぞよろしくお願ひいたします。

「国税庁動画チャンネル」に掲載され、e-Taxは確定申告期間中24時間いつでも利用できますので非常に便利です。

なお、e-Taxで申告を行うには、マイナンバーカードが必要になりますので、取得されていない方は、スマホからの申請又は、お住いの市町村で手続きをお願いいたします。

染症の感染リスク軽減に努めております。  
会員の皆様や従業員の皆様が、確定申告を行際には、申告書作成会場に赴くことなく、是非とも、ご自宅等からスマートフォンや国税庁ホームページに掲載する「確定申告書等作成コーナー」をご利用して、e-Taxによる申告をお願いいたします。  
本年からスマートフォンの申告では、スマホのカメラで源泉徴収票を撮影すれば自動入力され、対象範囲も拡大になり、利便性が向上しています。

## お勧めのキャッシュレス納付方法

### ネッショナル競争のメリット

- 金融機関や税務署の窓口に行かなくても非対面でOK
  - 待ち時間なし
  - 時間に縛られない

e-Tax を利用している(又は今後利用したい)

Q-Tax を利用していない

- ・クレジットカードやインターネットバンキング等を利用してない
- ・手数料がかからない手続を利用したい
- ・納付日付を指定したい
- ・複数口座での振替を利用したい

- ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用している
- ・インターネットで事前に残高を確認してから納付したい

- ・主にクレジットカード決済を利用している

## ダイレクト納付

The diagram illustrates the integration of e-Tax with banking services. It features a computer monitor on the left, a central box labeled 'e-Tax', and a bank machine on the right. Arrows indicate a two-way connection between the computer and e-Tax, and between e-Tax and the bank machine.

e-Tax を操作して指定した預貯金口座から振替により納付する手続です。

税務署への届出 要  
納付手数料 不要

インターネットバンキング等

インターネットバンキング等を操作し納付

クレジットカード納付

専用サイトで必要事項を入力し納付

※注1 インターネットバンキングの納付手数料は不要ですが、インターネットバンキングやATM等の利用のための手数料がかかる場合があります。  
※注2 徴収高計算書の提出が必要な源泉所得控の納付にはe-Taxの利用が必要です。

## 新年のごあいさつ



東北税理士会  
会津若松支部長  
**上杉 雅明**

あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、会津若松法人会の皆様に、謹んで新春のお喜びを申し上げます。

東北税理士会会津若松支部は、会津若松税務署管内の市町村を区域とし、税理士会員54人が活躍している税理士会支部です。法人会会員の皆様には、平素より税理士会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私たち税理士は、税理士法第1条（税理士の使命）に則して、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務の適正な実現を図るため、日々の業務に励んでいます。

常に自己研鑽に励み、また近年のデジタルトランスフォーメーションによる新しい技術も駆使して税理士業務を進化させていくことで、その資質の向上に努め、納税者の信頼に応えていかなければなりません。

さて、昨年來の新型コロナウイルス感染症の猛威は依然として続いておりますが、私共の日常生活や業務などあらゆる活動において様々な制約が課されている中、税理士会においてもこれまで毎年恒例で開催していた総会や研修会、納税者への税の無料相談会などを中止または縮小せざるを得ない状況でした。

そんな中でも、法人税法をはじめ各税法および税理士法など各種の改正がなされ、また、納税者の所得の多様化もあり、私たち税理士の真価が問われる一年となりました。

今後は、ウイズコロナ、ポストコロナの新しい時代を見据え、ICT技術の活用もしつつタイムリーで有益な情報を会津若松支部一丸となり、皆様方へお伝えできるよう活動してまいりたいと思います。

新しい年の門出に当たり、会津若松法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご発展を心から祈念いたして、年頭の挨拶とさせていただきます。



### 東北税理士会会津若松支部から 「税の無料相談会」 開催のお知らせ

東北税理士会会津若松支部では、社会貢献活動の一環として、2月23日（税理士記念日）に、税理士による「税の無料相談会」を開催することとしております。

相続税や贈与税、土地や建物の譲渡に係る税、消費税、その他確定申告に関する税などのご質問・ご相談をお受けいたしますのでお気軽にご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「電話予約による相談会」開催のため、相談をご希望される方は「電話による事前予約」が必要です。

**開催日時 令和4年2月23日(水曜日、祝日) 午前10時～午後3時45分まで**

**開催場所 アピオスペース2階「税の無料相談会」(会津若松市インター西90)**

**☎050-2018-1150(東北税理士会電話予約受付センター)**

※予約受付:令和4年2月7日(月)～22日(火) (土日祝日は除く)  
午前9:30～午後4:30 (時間厳守)

#### 予約の際に 必要な事項

- ①相談会場／「会津若松」を希望して下さい。
- ②相談開始時間／時間の希望を伝えて下さい。ただし、予約状況によっては希望に沿えない場合があります。
- ③氏名・電話番号・住所を回答／匿名での相談はお受けできません。

**～税金について困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～**

# 改正提言を実施

衆議院議員  
菅家 一郎 氏衆議院議員  
小熊 慎司 氏

会津若松法人会では、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として公平で健全な税制の実現を目指して、税の提言活動を行っています。

今年も『令和4年度税制改正に関する提言』の実現を強く求め、11/26小熊慎司衆議院議員、12/10菅家一郎衆議院議員、12/21室井照平会津若松市長・清川雅史会津若松市議会議長へ遠藤久会長、鈴木勝人副会長、上杉税制委員長がそれぞれ提言活動を行いました。

## 令和4年度 税制改正に関する提言 (要約)

構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化

は達成できない。  
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

は達成できない。  
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

細は全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。  
<http://www.zenkokuhojin-kai.or.jp>

は達成できない。  
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

は達成できない。  
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

1. 税・財政健全化に向けた  
税・財政改革のあり方

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のP B黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

は達成できない。  
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

は達成できない。  
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

は達成できない。  
・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化

は達成できない。  
・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から

は達成できない。  
・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

は達成できない。  
・地方政府を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

は達成できない。  
・法人税率の軽減措置

は達成できない。  
（2）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

は達成できない。  
（3）中小企業の設備投資支援措置

は達成できない。  
・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバー

は達成できない。  
・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

は達成できない。  
・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から

は達成できない。

**令和4年度税制改正に関するスローガン**

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

# 令和4年度税制



会津若松市議会議長  
清川 雅史 氏



会津若松市長  
室井 照平 氏

る。

・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかつたことが浮き彫りとなつた。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことであ

問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

### III. 地方のあり方

・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかつたことが浮き彫りとなつた。これを機に、緊急

時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を難損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。ない。

### IV. 震災復興等

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
3. 租税教育の充実

## 行動する法人会

### —令和4年度税制改正に関する提言—

全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。



課税部長 次長  
星屋 重藤  
和彦 氏

国税庁  
12月13日



右から田中税制副委員長、大家副大臣、飯野税制委員長、松崎専務理事

財務省  
11月9日  
財務副大臣 大家 敏志 氏

上記のほか、自民党・立憲民主党・国民民主党・総務省・中小企業庁へ訪れました



12/3 改正電子帳簿保存法・インボイス制度説明会（アピオスペース）



11/27 鶴ヶ城公園内 落ち葉清掃活動（法人会からの参加16名）



12/8 労働条件のチェックポイント講座（アピオスペース）



10/20 正副委員長会議（法人会会議室）



11/29 租税教室（鶴城小学校児童数48名）



12/22 正副会長会（萬花樓）



11/15・16 年末調整・インボイス制度説明会（アピオスペース）



12/14 研修・広報委員会合同会議（法人会会議室）



12/13 組織・厚生委員会合同会議(会津若松ワシントンホテル)

## INFORMATION

### 障がい者雇用優良事業所を表彰

「会津若松市障がい者雇用優良事業所顕彰事業」は、障がい者を積極的に雇用し、雇用環境を整えるなど、他の事業所の模範となる事業所を「会津若松市長賞」として表彰し、そのすばらしい取組みを、市民や企業に広く啓発することにより、障がい者雇用意識の高揚を図ることを目的に実施しております。



#### 受賞事業所: 株式会社ダイエツ様

- (1)事業内容 測量業、建設コンサルタント、地質調査業、補償コンサルタント
- (2)雇用障がい者数 1名 ※雇用率の計算上は2名換算
- (3)障がい者雇用率 7.4%

### 電子取引の取引情報のデータ保存に係る 2年間の宥恕措置、国税庁が通達等を公表

国税庁は12月28日、来年1月1日から義務化される電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子データ）の保存制度について、令和4年度税制改正大綱で導入する方針を決めていた2年間の宥恕措置の適用に必要となる電子帳簿保存法施行規則の改正省令が27日に公布されたことを受けて、電子帳簿保存法取扱通達・パンフレットなどを同庁ホームページ上で公表した。

このうち「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」では例えば、宥恕措置における「やむを得ない事情」の意義について、その電磁的記録の保存に係るシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないとは言い難いような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難な事情がある場合については、この宥恕措置における「やむを得ない事情」があると認められる、などと説明している。



2021年12月28日 税のしるべ電子版（大蔵財務協会発行）より

# リーダーは内発的動機を引き出せ

経営評論家  
延田 文明

2003年10月に、元気印企業が増えることを願つて「元気な会社の元気な経営」を上梓したが、そのまえがきに次のように書いた。

「2003年3月期決算で、增收増益に転じた企業は多い。しかし、その利益の多くは、リストラ効果によるものだ。どん底にまで落ち込んだ企業が、雇用調整をともなうリストラを実践することを、筆者は否定しない。しかし、本経済が回復するとは思えない」

あれから20年、バブル崩壊後を含めれば30年が経過したが、現状はどうか。

元気印企業が増えるどころか、逆に、日本だけが取り残されている姿が浮き彫りになってきた。

象徴的なのが日本の1時

間当たりの労働生産性と平均賃金の低さだ。時間当たり生産性はOECD加盟37カ国中21位、主要先進7カ国中、最下位と低い。

また、日本人の平均賃金は、この30年間、ほとんど増えず。OECD加盟国の中で22番目、なんと、韓国やつてもたらされたものだ。どん底にまで落ち込んだ企業が、雇用調整をともなうリストラを実践することを、筆者は否定しない。しかし、本経済が回復するとは思えない。

なぜこんな状態になったのか。いろいろな要因が複合的に作用しているのだろうが、いちばんは、日本人の働く意欲が失せてきているからだと思える。

では、なぜ働く意欲が低くなってしまったのか。

これが、元気印企業になれる近道だと、心の底から考

上がらないで、働く意欲が出てくれば、これは奇跡というしかないだろう。

孟子は「恒産なくして恒心なし」（安定した仕事、

収入がなければ心がやすまらない）という。心がやすまらなければ、集中して仕事を取り組めなくなってしまう。結果、生産性が上がらない。

欲求の5段階説で知られるマズローは次のように指摘している。

「人間は経済的安定を確保すると、その後は価値ある人生や創造的で生産的な職業生活を求めて努力する」

二人の説に共通するのは、経済的安定だ。

既存の社員の持てる能力をいかんいいのは、可能なら、いますぐにでも従業員の賃金を上げることだ。

これが、元気印企業になれる近道だと、心の底から考

えていた。

そんなことをすれば、経営が成り立たないといわれるかもしれないが、それは違うと、筆者はこれまでの経験から自信をもつていえ

る。

「人間は経済的安定を確保すると、その後は価値ある人生や創造的で生産的な職業生活を求めて努力する」

二人の説に共通するのは、経済的安定だ。

先に書いた内発的動機に期待するだけでなく、内発的動機を引き出すような働きかけをやってほしい。そんなときに役に立つのが行動心理学の知見だ。

人間は、どのような心理的欲求が満たさればモチベーションが高まるのか。

当然、マズローが指摘するように、「生理的欲求」

## 働く意欲が生産性を上げる

なぜこんな状態になったのか。

いろいろな要因が複合的に作用しているのだろうが、いちばんは、日本人の働く意欲が失せてきているからだと思える。

日本人は、給料、昇進等々の外発的動機よりも、達成感、社会貢献等々の内発的動機が強いとされている。

そんなことをすれば、経営が成り立たないといわれるかもしれないが、それは違うと、筆者はこれまでの経験から自信をもつていえ

る。

人間は、どのような心理的欲求が満たさればモチベーションが高まるのか。

当然、マズローが指摘するように、「生理的欲求」

がつく。そんな会社なら、上がった報酬分を、従業員みずからが稼ぎ出してくれるのだ。

そうはいつても、いきなり賃金を上げることはできないという会社もあるだろう。そんな場合には、金銭的報酬だけがモチベーションを高める要因ではないことを理解してほしい。

先に書いた内発的動機に期待するだけでなく、内発的動機を引き出すような働きかけをやってほしい。そんなときに役に立つのが行動心理学の知見だ。

を満たす必要はあるが、それ以外にもいくつかモチベーションを高める要因はあると指摘されている。

特筆しておきたいのは「ほめる」ことだ。従来から、ほめられることで、人はやる気になるといわれていたが、最近は、それが脳科学の実験で証明されている。

「人がほめられたとき、脳の中で何が起っているのかについて、fMRI（脳の活動を視覚化する装置）で調査した研究によれば、金銭報酬がもらえたときに活性化する脳の部位である『線条体』が、社会的報酬を与えたときにも反応していることがわかった」（『武器としての組織心理学』）

ほめ言葉は金銭報酬に匹敵する、とまでいわれている。

現実に元気印企業に共通するのは、社内に「ほめる文化」が育っていることだ。従業員相互に、ほめ合うことが当たり前になつていい

る社風があれば、間違いなく元気印企業になれる。

心理学者のジュス・レア

ーは、「ほめることは、人

間にふりそそぐ日光のよう

なものだ。日光なしには、花開くことも成長することもできない。われわれは、あることに批判の冷たい風を吹きつけるが、ほめことそぞうとはなかなかしない」といっている。

この言葉を真摯に受けとめないといけないと思う。

### リーダーは叱り上手になれ

人を活かし、育てるためには、ほめることが重要なことは当たり前のこととして、企業社会では、叱ることも必要なことを理解しておかないといけない。

従業員に対しては、ほめ

ることと、叱ることのバランスが大事になつてくるのだが、いまの経営トップは、どちらかに偏るタイプが多いから、つい

叱るタイプの経営者はいつも叱っているし、ほめるだけの経営者ではなかつた。

恐れてか叱ることができない。

優良なリーダーに共通す

るのは、「叱り上手」とい

うことだ。

そのお手本として、阪急・

東宝グループ創業者の小林

『小林一三翁の追憶』と

いう本がある。

この本には、小林さんの元で働いた人が何人も登場しているが、そのすべてが、怒られたことを思い出話として書いている。

その代表例が、小林さんの鞄持ちから東宝の社長になつた清水雅さんだ。清水さんは、一三翁を偲ぶ自著の中に、次のようなことを書いている。

「若いころから、わたし

は小林さんによく怒られた。何回怒られたか、ちょっと思い出せないが、とにかく清水さんは、一三翁を偲ぶ自著の中に、次のようなことを書いている。

清水さんは、「なんだか、怒られていたことが、何もかも吹っ飛んでしまつて、あとに残るのは、何かしら目がしらの熱いものだけと

清水さんは、「なんだか、怒られていたことが、何もかも吹っ飛んでしまつて、あとに残るのは、何かしら目がしらの熱いものだけと

また、あるときは怒った後で「お前を育てるには、まったく苦労するよ」といって立ち去つていつたという。

また、あるときは怒った

後で「お前を育てるには、

まったく苦労するよ」とい

う。

また、あるときは怒った

後で「お前を育てるには、

まったく苦労するよ」とい

う



# 謹賀新年

謹んで新春のご祝辞を申し上げます

昨年中は格別のご厚情にあずかり心より御礼申し上げます

本年が皆様にとりまして光輝あふれる素晴らしい年になることを  
心よりお祈り申し上げますとともに本年もなお一層のお引立てを  
賜りますようお願い申し上げます



AIZU TRANSPORTATION

会津通運

URL : <http://aizu-tsuumun.co.jp/>

代表取締役  
社長 渡邊 拓也

e-mail : [takuya\\_watanabe@aizu-tsuumun.co.jp](mailto:takuya_watanabe@aizu-tsuumun.co.jp)



会津通運株式会社

〒965-0052 福島県会津若松市町北町大字始字見島83番地  
TEL 0242-22-4373 FAX 0242-25-0611

## OLYMPUS

代表取締役社長

松岡 賢二

会津オリンパス株式会社

〒965-8520 福島県会津若松市飯寺北3-1-1  
TEL.0242-28-2111 FAX.0242-28-2117  
[https://www.aizu.olympus.co.jp/](http://www.aizu.olympus.co.jp/)



会津天宝

SINCE 1871

1871 - 2021  
ADVANCE  
150th

代表取締役社長  
満田 盛護

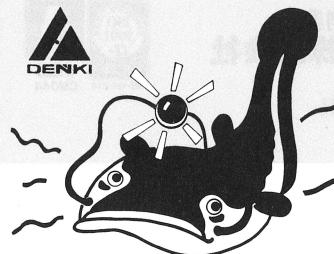
Mitsuta Seigo

会津天宝醸造株式会社

■ 本社  
〒965-8511 会津若松市大町1丁目1番24号  
TEL 0242-23-1616 FAX 0242-25-4767

URL : <http://www.aizu-tenpo.co.jp>

DENKI



株式会社  
会津電気工事

代表取締役

佐藤 優一

JSA  
QMS  
EMS

ISO9001:2015  
JSAQ1312  
ISO14001:2015  
JSAE791

〒965-0841 福島県会津若松市門田町大字日吉字小金井38番地3  
TEL 0242-27-1460 (代) FAX 0242-27-1362



AIZU  
SHINKIN  
BANK

理事長

星

幹  
夫

F 電 会津若松市馬場町二番十六号  
A 話 九五〇〇三五二二一七五五  
X 〇二四二二二一八九五五  
二四二二二一八九五五  
一八九五五  
六五五

会津信用金庫



理事長

小 林 利 典

〒九六五五一〇〇三七  
会津若松市中央一丁目一番三〇  
電話 (〇二四二) 二二一六五五六五  
FAX (〇二四二) 二二一六七〇八  
<http://www.aizushinkumi.co.jp/>

会津商工信用組合



代表取締役社長

四 家 邦 博

〒九六五〇〇〇五  
会津若松市箕町大字龜賀字之原二二四  
電話 (〇二四二) 二四一七二一四二  
FAX (〇二四二) 二四一七二二三

会津自動車工業株式会社





税理士法人キロル  
齋藤事務所

社員 / 税理士

齋藤 章一

SAITO Shoichi

〒969-6533

福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下 751-4  
電話 (0242) 85-6378 FAX (0242) 85-6379  
携帯 090-4559-6268



税理士法人キロル

代表社員 / 税理士

鈴木 義文

SUZUKI Yoshifumi

〒965-0053

福島県会津若松市町北町上荒久田字鈴木 152  
電話 (0242)23-7145 携帯 090-9039-5321  
FAX (0242)23-7146 E-mail gibun-5-@kjc.biglobe.ne.jp



福島県知事許可(特定)第15852号

株式会社 佐藤電設

代表取締役

佐藤 春幸

(一級電気工事施工管理技士)  
(一級管工事施工管理技士)  
(一級土木施工管理技士)



本社 〒969-6551 福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下103番地1  
TEL (0242) 83-0043(代表)  
FAX (0242) 83-0086  
E-mail: wildsato7.5@sato-densetsu.co.jp

喜多方営業所 〒969-3512 福島県喜多方市塙川町字東栄町一丁目5番地9  
TEL (0241) 27-4005  
FAX (0241) 23-5795

ISO9001 ISO14001 認定登録  
一級建築設計事務所 登録  
宅地建物取引業者 登録



代表取締役  
社長

佐藤  
岩男

佐久間建設工業株式会社

〒969-7406

福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平 687 番地  
Phone: 0241-52-3111 /Fax: 0241-52-3320



金城みそ・キンタカサゴしょうゆ

高砂屋商店

代表社員  
社長

桑原 勇

〒969-6539

福島県会津坂下町字吉市141  
TEL (0242) 83-2032  
FAX (0242) 83-0424  
URL <http://www.kintakasago.com/>  
E-mail [isamu@kintakasago.com](mailto:isamu@kintakasago.com)



SHOWA  
DENKO



理事役  
東長原事業所長

西村 智文



昭和電工株式会社

福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111 〒969-3431  
TEL:0242-75-2121 FAX:0242-75-2962

TSC グループ

代表取締役  
社長

田崎 幸男

トーホクサービス(株) (株)トーホク  
(株)イーユニバーサル いづみ自動車工業(株)  
L&Bトーホクビル



●竹田綜合病院

地域医療支援病院  
地域がん診療連携拠点病院  
臨床研修指定病院  
日本医療機能評価機構認定

●山鹿クリニック

●芦ノ牧温泉病院  
●介護老人保健施設エミネンス芦ノ牧  
●介護福祉本部  
●竹田看護専門学校

理事長

竹田 秀

TAKEDA SHU

一般財団法人 竹田健康財団

〒965-8585  
福島県会津若松市山鹿町3-27  
Phone : 0242-27-5511 Fax : 0242-27-5670  
URL : <http://www.takeda.or.jp>



社員の和・お客様との和・地域社会の和を大切にします

株式会社 会和工務店

代表取締役 内川 健一



〒965-0102 福島県会津若松市真宮新町北一丁目7番地  
TEL 0242-58-3388 FAX 0242-58-3390



株式会社  
**二丸屋山口商店**

代表取締役社長

山 口 耕 平

■本 社 〒965-0059 会津若松市インター西50番地 ㈹(0242)22-0148(代)  
FAX(0242)25-0933  
URL : <http://www.208.co.jp> e-mail : [yamaguchi-k@208.co.jp](mailto:yamaguchi-k@208.co.jp)

■郡山営業所 〒963-8033 郡山市亀田1丁目51番18号 ㈹(0249)34-3151  
FAX(0249)34-3152  
e-mail : [nimaru-k@208.co.jp](mailto:nimaru-k@208.co.jp)



## NANKAI SEIBU

代表取締役社長 植 村 賢 二  
Kenji Uemura

■会社名 南会西部建設コーポレーション

Nankai Seibu Construction Corp.

■本社 〒965-0053 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木57-1  
TEL 0242-25-0231/FAX 0242-32-1534  
URL: [www.nankaiseibu.co.jp](http://www.nankaiseibu.co.jp)

代表取締役社長

新 井 田 傳  
Tsutae Niida

## 花春酒造株式会社

〒965-0065  
福島県会津若松市神指町大字中四合字小見前24番地の1  
TEL. 0242-22-0022  
FAX. 0242-37-2100  
URL. <http://www.hanaharu.co.jp>  
E-mail. [hanaharu@hanaharu.co.jp](mailto:hanaharu@hanaharu.co.jp)



Rhythm &amp; Balance

代表取締役会長

星 貴  
Motomu Hoshi

代表取締役社長

星 賢一  
Kenichi Hoshi

## 坂下電子光学株式会社

■本社工場 〒969-6541 福島県河沼郡会津坂下町字四十石348-1  
TEL 0242-83-3821 FAX 0242-83-4778  
E-mail: [kenhoshi@bangedenshi.jp](mailto:kenhoshi@bangedenshi.jp) <http://bangedenshi.jp>



## 株式会社 マコト精機

冷間ロール成形機および付帯設備の設計製作  
機械及び電気制御の設計製作、メンテナンス

代表取締役

古 川 信 吾

福島県会津若松市河東町広田字塩新237番地  
〒969-3471 TEL (0242) 75-2828(代)  
FAX (0242) 75-3302(営業・技術)  
URL: <http://www.makotoseiki.co.jp>  
E-mail: [furukawa-e@makotoseiki.co.jp](mailto:furukawa-e@makotoseiki.co.jp)

## NZR 株式会社野尻金属

エコアクション21  
認証登録番号0002522

代表取締役

社長 野 尻 勝 志

本社・会津事業所 〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里21  
TEL 0242-55-0071 FAX 0242-55-0072  
川崎事業所 〒210-0854 神奈川県川崎市川崎区浅野町6-4  
TEL 044-333-1105 FAX 044-355-9958  
<http://www.nzr.co.jp>

## 坂下清掃有限会社

代表取締役 猪 俣 孝 之

〒969-6516

福島県河沼郡会津坂下町大字中泉字毘沙田 65-1  
TEL 0242-83-3415 FAX 0242-83-1837農業生産法人  
株式会社 米夢の郷

代表取締役

猪 俣 道 夫

〒969-6144 福島県大沼郡会津美里町福重岡字桜ノ下27  
TEL 0242-57-1505 FAX 0242-57-1506  
<http://mainunosato.jp> Email [inomata@mainunosato.jp](mailto:inomata@mainunosato.jp)

# 謹賀新年

さあ、保険の新次元へ。  
T&D 保険グループ

大同生命は、「経営者保険のパイオニア」として、  
これからも、みなさまに大きな安心をお届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申しあげます。

**D&DO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22(郡山大同生命ビル4F)  
TEL 024-922-0860



Maruka Aizu  
Fruits and Vegetables

代表取締役社長  
鈴木 新  
Arata Suzuki



これからも、会津で刻みたい笑顔の歩み。  
丸果会津青果株式会社  
会津若松市公設地方卸売市場  
〒965-0006 会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東480



松崎陽一税理士事務所  
認定経営革新等支援機関

所長  
税理士 松崎 陽一

〒965-0876  
会津若松市山鹿町6番67号サイトウBuild103  
TEL: 0242-23-7508 / FAX: 0242-23-7509

URL: <https://matsuzaki-y.tkcnf.com>



電気総合設備工事  
株式会社日黒工業商会

私たちは『ひと』を大切にします。

代表取締役  
社長

日黒 健之  
MEGURU TAKEYUKI



ISO9001

〒965-0816 会津若松市南千石町1番54号  
TEL (0242) 27-3344 代  
FAX (0242) 28-6655  
携帯 070-1239-0981  
E-mail: takeyuki-kmeguro@if-n.ne.jp  
kme-guro@if-n.ne.jp



代表取締役社長  
片平 忠秀  
Katahira Tadahide

山平会津若松青果株式会社

会津若松市公設地方卸売市場  
〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東480番地  
TEL: 0242-25-2111 FAX: 0242-22-1711  
E-mail: yamahei@green.ocn.ne.jp

公益社団法人 会津若松法人会

経理研究部会  
部会長

田中 徹

青年部会  
代表会話人

矢沢 拓哉

女性部会  
部会長

小野 春恵

紙 丸善商事株式会社

代表取締役社長

武藤 公一

本社 〒965-0027 福島県会津若松市花畠東3番20号  
TEL: 0242-32-2111(代表) Fax: 0242-32-2131  
携帯 090-2277-8520  
E-mail: muto@pax-maruzen.com

非木材紙を使用しています (ENF)

取締役会長

天野 俊彦



赤べこ春祥の地  
会津柳津町

ENVIRONMENTAL CREATION  
◎木津測量設計株式会社

一般社団法人 福島県測量設計業協会員  
福島県河沼郡柳津町大字細八字下平22  
電話 (0241) 42-3387番  
FAX (0241) 42-3430番  
Eメール: info@yanasoku.co.jp  
URL: <http://www.yanasoku.co.jp/>

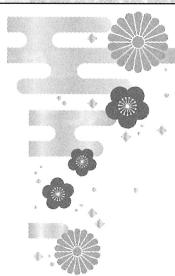


山本商事株式会社

代表取締役  
社長

山本 真一

〒965-0059  
本社 会津若松市インター西29番地  
TEL (0242) 24-4561(代)  
FAX (0242) 25-0956  
E-mail: shinichi-yamamoto@ysa.co.jp



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業とそのご家族の皆様に  
安心をお届けしてまいります  
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに  
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます  
令和四年



謹  
賀  
新  
年

(引受保険会社) アフラック 郡山支社

〒963-8005 郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F

法人会用フリーダイヤル 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

電子申告で  
効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続がインターネット  
で行えます。

## 納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードと  
マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン  
(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが！

添付書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス  
検索  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)